

令和8年第3回天草市教育委員会定例会会議録

1 期 日 令和8年2月27日（金）午後3時30分開会

2 場 所 天草市役所 庁議室

3 本会議に出席した教育委員等

教 育 長	平 田 浩 一	委 員	木 下 えり子
委 員	行 合 八恵子	委 員	吉 森 啓 司
委 員	池 崎 教 授	委 員	小 林 景 子

4 本会議に出席した事務局職員

教 育 部 長	平 野 貢 司	教育総務課長	山 下 鎮 也
学校教育課長	福 田 稔	生涯学習課長	西 崎 正 和
学校給食課長	宮 崎 奈 美	文化課長	小 川 隆 喜
学校教育課審議員	松 本 祥 司	学校教育課審議員	鶴 田 美 紀
教育総務課課長補佐	伊野上 乾 悟	教育総務課課長補佐	正 村 謙 一
学校教育課課長補佐	岩 下 健太郎	学校教育課課長補佐	宮 本 美 香
学校教育課教務係長	中 原 静 也	生涯学習課課長補佐	坂 本 真理子
文化課課長補佐	福 島 康 仁	文化課文化振興・文化財係長	松 本 博 幸
教育総務課総務企画係長	松 下 美 紀		

5 本会議に付した議題等

(1) 議題

- 議第10号 天草市市費負担教職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- 議第11号 天草市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- 議第12号 天草市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について
- 議第13号 天草市他校通級実施要綱の制定について
- 議第14号 天草市立幼稚園通級指導教室実施要綱の制定について
- 議第15号 天草市教育支援センター設置要綱の制定について
- 議第16号 天草市立本渡中学校分教室「カワセミ学級」設置要綱及び天草市立本渡中学校分教室「カワセミ学級」実施要綱を廃止する訓令の制定について
- 議第17号 天草市いじめ・不登校等対策会議要領の一部を改正する要領の制定について

(2) 協議・報告

- (1) 熊本県指定重要文化財「上田家文書」調査事業について
- (2) 令和8年3月行事予定について

6 会議の概要

(1) 開会

平田教育長： ただ今から、令和8年第3回天草市教育委員会定例会を開催する。傍聴人がいないことを確認する。

(2) 前回会議録の承認

平田教育長： 前回定例会の会議録であるが、何か意見はないか。なければ承認してよろしいか。

(全員承認する)

(3) 教育長報告

平田教育長： 教育委員の皆様には、リーディングDXスクール事業公開授業、小中学校教職員感謝状贈呈式、天草市教育論文表彰式、天草市公立幼稚園3園合同閉園式等々、続けてご参加いただき感謝を申し上げます。リーディングDXスクール事業については、日本各地から多くの参加者を得て、指定校の亀川小学校、本渡南小学校で公開授業、東京学芸大学教職大学院堀田教授をはじめ、講師の先生によるパネルディスカッションや講演をいただきました。子どもを学びの主体とした授業改善について、質の高い研究になったと思っている。参加いただいた文部科学省の寺島課長からも高い評価をいただき、事業推進の手応えを感じている。天草市公立幼稚園3園の合同閉園式については、馬場市長をはじめ、歴代の園長先生や職員の方々、学校評議員の皆さんの参加を得て、厳粛かつ盛大に開催することができた。閉園となる幼稚園3園の歴史を振り返るとともに、支えていただいた保護者、地域の皆様への感謝の気持ちのこもった閉園式となった。4月に開園するあまくさ幼稚園については、3園の伝統を引き継ぐとともに開園の準備を進めていきたい。

(4) 議題

議第10号 天草市市費負担教職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

平田教育長： 事務局より説明をお願いします。

福田学校教育課長： 本件については、令和7年6月に公布された給特法の一部改正等を踏まえ、令和7年11月の教育委員会において、月額給与及び教職調整額改定の条例改正を行ったところだが、令和8年1月に熊本県から義務教育等教員特別手当について、学級担任に月額3,000円を加算し、学級担任以外の先生の手当額については3分の1程度に減額される通知があったことに伴う改正となる。第4条第1項に次の3項を加えることとし、第2項において、学校を担任する職員にあっては、3,000円を加えた額とする。第3項において、学級担任加算の支給については、校務分掌により職員が学級担任となった日の属する月の翌月から開始し、学級担任でなくなった日の属する月をもって終わる。第4項において、学級担任加算はこれを受けている職員にその額を変更すべき事実が生じたときは、その事実が生じた日の属する月の翌月から支給額を改定するとしたところである。

平田教育長： 委員の方からご質問、ご意見等ないか。なければ、議第10号については承認してよろしいか。

(全員承認する)

議第11号 天草市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

平田教育長： 事務局より説明をお願いします。

宮崎学校給食課長： 本件については、令和8年4月1日から有明中学校調理場を廃止し、有明小学校調理場に統合し、有明学校給食センターを設置することにより、天草市立学校給食センター条例の一部を改正したので、天草市立学校給食センター条例の規則の一部を改正するものである。また、天草市立幼稚園条例の一部改正に伴い、併せて改正する。内容としては、天草市立本渡学校給食センターの項中の本渡南幼稚園、本渡北幼稚園、亀場幼稚園をあまくさ幼稚園に改め、天草市立牛深学校給食センターの項の次に天草市立有明学校給食センター、対象校に有明小学校、有明中学校を加えるものである。

平田教育長： 委員の方からご質問、ご意見等ないか。

木下委員： 有明中学校調理場が廃止となるが、有明中学校の調理場はもう使われないのか。

宮崎学校給食課長： 有明中学校調理場は、隣室が家庭室になっているので補助室としての利用や、隣のランチルームも併設されているので、その補助室としての使用を考えている。調理場

の中の施設は大型の調理器具は使用できないが、シンクやその他の調理器具はまだ使用ができるので、活用を考えている。

平田教育長： 他になければ、議第 11 号については承認してよろしいか。
(全員承認する)

議第 12 号 天草市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について

平田教育長： 事務局より説明をお願いします。

山下教育総務課長： 本件については、適応指導教室の名称の見直し及び天草市立学校給食センター条例の一部改正に伴い、本規則を改正する必要がある。まず、第 4 条、本庁の事務分掌の学校教育課指導係の所掌事務(4)「適応教室に関すること」を「教育支援センター」に関することに改める。次に、第 5 条関係、別表の本庁の課が管理所管する教育機関等の学校給食課天草市立牛深学校給食センターの次に、天草市立有明学校給食センターを加え、天草市立有明小学校調理場、天草市立有明中学校調理場を削除する。なお、この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行することとする。

平田教育長： 委員の方からご質問、ご意見等ないか。なければ、議第 12 号については承認してよろしいか。
(全員承認する)

議第 13 号 天草市他校通級実施要綱の制定について

平田教育長： 事務局より説明をお願いします。

福田学校教育課長： 本件については、特別支援教育の必要がある児童生徒に対して、在籍校に通級指導教室がない場合に、他校の通級指導教室を利用できるようにするため、新たに天草市他校通級実施要綱を制定するものである。まず、第 1 条に目的、学校教育法施行規則第 140 条及び第 141 条で、児童生徒の教育的ニーズに応じた適切な指導機会を確保することを目的としている。第 2 条の定義については、他校通級とは、教育委員会が指定する通級指導校にて、対象児童等が在籍したまま通級指導を受けることを指している。第 3 条に対象となる児童等として、対象は、在籍校の校長が、通級指導が適切であると判断し、保護者が希望する児童等となる。第 4 条に他校通級の通知等については、保護者は在籍校長へ他校通級指導願を提出し、在籍校長は通級指導校の校長に対して他校通級指導許可願を提出、その後、通級指導校の校長は、対象児童等の在籍校長及び保護者へ他校通級指導決定通知書を通じ、教育委員会にも決定通知を行う。第 5 条に特別の教育課程の編成等として、在籍校と通級指導校の校長は、児童等の教育課程について協議を行い、協議が終了したら在籍校長は速やかに特別の教育課程を編成し、教育委員会へ報告を行う流れとなる。これにより、児童等が継続して学習機会を確保できるよう適切な教育課程が整備される。第 6 条に通級による指導の終了として、在籍校長は通級指導校の校長の意見を聴いたうえで、通級の必要がないと判断した場合には、保護者と教育委員会へ通知することとしている。第 7 条にその他として、本要綱に定めるもののほか、他校通級を実施する際の取扱いに関しての必要な事項は別に定めるとしている。

平田教育長： 委員の方からご質問、ご意見等ないか。

吉森委員： 現在、他校通級を実施している生徒はいるのか。

福田学校教育課長： 現在は他校通級している生徒はいない。現在、小学校 5 校、中学校 1 校、通級指導教室があるので数十名の利用者はいる。

木下委員： この要綱が制定されるということは、そういう事例が考えられるのか。

松本審議員： 具体的に言うと、本渡南小と本渡北小には通級教室があるが、本渡中学校にはない。以前から、子どもたちにニーズはあるだろうと申請したことがあるが、やはり教員不足の折、なかなか通らない現実があり、その間は、直接的に他校通級というのはなかったが、最近、本渡中学校の生徒で小学校の時に活用していて、活用したいという声があ

り、中学校は稜南中学校しかないので、保護者送迎をしていただかなければならないため、今後ニーズも増えてくるし、制度があればという人も出てくるのではと土台作りをした経緯である。

木下委員： 今、中学校では、稜南中学校と説明があった。小学校は5校と言われたが、南と北以外、あとの3校を教えてほしい。

福田学校教育課長： 本渡南、本渡北、亀川、牛深、五和である。

行合委員： 他校通級指導の希望者が通級指導を受けられるのは、機会均等の公平性であり嬉しく思う。今、小学校が5校、中学校が1校で、指導をする先生は6人でよろしいか。希望者が増える場合の対応はどのように考えておられるか。

松本審議員： 保護者の送迎があるので難しいと思うが、それぞれの学校に多くの子どもたちが通級に通っているのだから、受けきれない場合はしばらく待ってもらうなど、各学校で個別に対応してもらわないと現状難しい。特に小学校は通級を活用している子どもが多い。中学校は少ないかというところではなく、しかも稜南中学校にしかないのだから、近隣から来ることも考えられる。1週間の時数が決まっており、全部引き受けることはできないかもしれないので、それぞれの学校で個別対応してもらおうのが1番だと思う。

木下委員： 様式中、保護者氏名の横に印があり、校長名の横にも印がある。この印は、校長は当然と思うが、押印の廃止が2020年からあっているのだから、この印があるのは不自然に思うがいかがか。

福田学校教育課長： ここは削除したい。

平田教育長： 印については削除することによろしいか。他になければ、議第13号については承認してよろしいか。

(全員承認する)

議第14号 天草市立幼稚園通級指導教室実施要綱の制定について

平田教育長： 事務局より説明をお願いします。

福田学校教育課長： 本件については、令和8年4月よりあまくさ幼稚園として開園するが、幼稚園に在籍し、教育上発達に個別の課題等が見られる幼児に対して、現在、実証事業として行っている、個々の特性に応じた適切な指導を行う通級指導を実施するため、必要な要綱を制定するものである。まず、第1条に目的であるが、天草市立幼稚園に在籍する発達に個別の課題等が見られる幼児に対し、通級指導を適切に実施するため、基本的な事項を定めたもので、幼児一人ひとりの特性に応じた支援を提供し、日常生活や集団生活の質を向上させることを目的としている。第2条に対象幼児については、行動・情緒・対人関係・認知又は生活上の困難など、日常生活や集団生活において特別な支援を必要とし、通級指導が適切と認められる幼児が対象であり、保護者の希望だけでなく、園長が幼児の実態を把握し、適否を判断する。第3条に指導の形態について、指導は市教委が指定する場所、原則、あまくさ幼稚園内で、形態は個別指導又は少人数グループ指導とし、対象児の特性・困り感・指導目標に応じて決定する。指導の回数・時間は幼児の負担を考慮し、個別に設定する。第4条に指導の担当者、通級指導を担う指導教員を配置し、指導教員は幼稚園に所属し、園長の監督の下で業務を行う。第5条、入級の手続きと承認については、通級指導を希望する保護者は、園長に申請を行い、園長は対象児の状態を把握し、通級指導の適否を判断する。園長が必要と判断した場合、市教委へ承認を求め、市教委は園長の申し出を受け、審査のうえ実施を許可する。第6条に指導の内容として、基本的に4項目を掲げ、①一人ひとりに応じた指導、②自立・社会性の育成を目的とした支援、③保護者の不安軽減・理解促進のための助言・相談、④必要に応じた関係機関との連携としている。第7条に指導の終了として、園長は幼児と保護者との協議を踏まえ、終了を判断した場合には市教委へ報告を行うこととしている。第8条その他で、本要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市教委が別に定めることとしてい

る。

平田教育長： 委員の方からご質問、ご意見等ないか。

吉森委員： 希望者は入園前に保護者から申請しないといけないのか。園長の判断で保護者に通級はどうかという説明をしなければならぬと思うが、年度途中でもいいのか。

鶴田審議員： 3月末の新年度保護者会で説明を行い、その後、入園後に様子を見て、保護者と相談しながら決定していく。年度途中は集団の中で見えてくるつまづきや困り感があるため、保護者と一緒に協議しながら申請を進めていくようになると思う。人数は10人程度の予定で、10人以上になった場合は、年長児を中心に進めていく。

池崎委員： 医学的な証明は必要か。

鶴田審議員： 家庭では見えないところが集団に入ってから見えてくる子どもさんが多く、そこから療育や病院の診断に進んでいくため、診断や医師の書類などは今のところ必要ないとして進めている。

行合委員： 通級指導が必要な幼児は増えていると思うが、先生の数は何人か。指導の先生は心理士などの専門の方か。

鶴田審議員： 職員は今10人いる。来年度は通級指導教室担当として1人、会計年度任用職員を増やしている。担当は、特にこの資格というのではなく、幼稚園教諭の資格を持っている。

行合委員： 幼稚園訪問などで個別指導をされているのを目にしているので十分かと思っている。専門には必要な時は相談されていくのかと思っている。

鶴田審議員： 教育相談のカウンセラーの先生方やすくすく園にも研修などに行き、スキルアップをしていきたい。

平田教育長： 他になければ、議第14号については承認してよろしいか。

(全員承認する)

議第15号 天草市教育支援センター設置要綱の制定について

平田教育長： 事務局より説明をお願いします。

福田学校教育課長： 本件については、これまで心理的又は情緒的理由により登校できない状態にある生徒の学校復帰のための指導及び援助を目的として、天草市立本渡中学校分教室カワセミ学級を設置し運営しているが、令和8年4月より牛深地区において、教育支援センターを設置することに伴い、新たに天草市教育支援センター設置要綱として制定するものである。まず、第1条の設置については、登校が難しい児童生徒の社会的自立を支援し、多様な学びの場を確保することを目的としている。第2条に名称、位置及び定義として、現在のカワセミ学級はこれまでどおりで、天草市教育支援センター本渡教室と名称は変わるが、位置については複合施設こらすで、これまで本渡中学校の分教室としていたが、拠点校として本渡中学校としている。新たに設置するのは、名称が天草市教育支援センター牛深教室、通称あかね学級としている。位置については、天草市久玉町5716番地4、天草市生涯学習センター内で、拠点校は牛深小学校、牛深中学校としている。第3条、事業については、4つの事業を行うこととしており、①社会的自立に関すること、②学習指導に関すること、③教育相談に関すること、④その他センターの目的達成に必要な事業に関することとしている。第4条の対象児童生徒については、通級を希望する児童生徒でセンターの指導・援助が効果的と拠点校の校長が認めるもので、本渡教室については、中学生のみが対象となる。第5条に指導員について、センターの指導員は各教室に2人以内の教員を置くこととし、各拠点校に配属する。第6条の開級日及び開級時間については、開級日は学校授業日のうち月曜日から金曜日、開級時間は午前10時から午後3時までとしている。ただし、拠点校の校長が必要と認める場合は変更することができるとしている。第7条の出席の認定については通級した日については、在籍する学校に出席したものとみなすとしている。第8条その他については、必要な事項に関しては別に定めることとしている。

平田教育長： 委員の方からご質問、ご意見等ないか。
木下委員： 以前、カワセミ学級に希望しても入れない事例があった。受入れ人数は何人か。
福田学校教育課長： カワセミ学級が10人から12人で現在11人である。予定としては10人ずつで、2つの教室で合わせて20人程度で考えている。
行合委員： 牛深教室は小中学校一緒にの教室なのか、分けて指導されるのか。
福田学校教育課長： 現在は2人の先生を雇用する予定としているので、状況によるが分けてできればと思っている。子どもや先生の状況等によっては1つの教室で始める場合もある。
行合委員： 牛深に必要ということで、開設するのに至った背景があれば教えてほしい。
岩下学校教育課長補佐： 在籍数に対する不登校の出現率が高いことが一つ。あとは、天草市の不登校傾向の子どもの70%ぐらいが家にこもっている状況にあるため、どうかして社会とのつながりを切らさないためにもというところである。
平田教育長： 他になければ、議第15号については承認してよろしいか。
(全員承認する)

議第16号 天草市立本渡中学校分教室「カワセミ学級」設置要綱及び天草市立本渡中学校分教室「カワセミ学級」実施要綱を廃止する訓令の制定について

平田教育長： 事務局より説明をお願いします。
福田学校教育課長： この件については、先ほど承認いただいた議第15号天草市教育支援センター設置要綱を制定したことに伴う廃止となる。なお、実施要綱については、4月までに実施要領を定めて、それぞれカワセミ学級、あかね学級において内規的に定めて進めていきたいと考えている。
平田教育長： 委員の方からご質問、ご意見等ないか。なければ、議第16号については承認してよろしいか。
(全員承認する)

議第17号 天草市いじめ・不登校等対策会議要領の一部を改正する要領の制定について

平田教育長： 事務局より説明をお願いします。
福田学校教育課長： 本件については、適応指導教室及び心の教室相談員の名称の見直しに伴い、本要領第3条中にある対策会議の構成員、第3項の適応指導教室教員を教育支援センター教員に、第4項の心の教室相談員をほっとサポーターに改正するものである。
平田教育長： 委員の方からご質問、ご意見等ないか。
木下委員： 心の教室相談員が中学校13名、そして小学校に新しく配置されるが、名称がほっとサポーターに変わるということか。
福田学校教育課長： 現在、中学校に1人ずつで12名配置しているが、新たに7名を新年度から雇用する。基本的に1小1中のところは兼務だが、中には小学校を2校、大規模校は1人で勤務してもらう形で7名を新たに雇用する。ほっとサポーターとしたのは、相談員というのが少し堅いイメージもあり、相談を受けるだけではなく、居場所を確保する意味で名称を変える。学校復帰だけが目的ではなく、社会的自立を第一に考えるよう今回拡充して事業を行うため、名前も変えて事業を進めていきたい。
平田教育長： 他になければ、議第17号については承認してよろしいか。
(全員承認する)

(5) 協議・報告

(1) 熊本県指定重要文化財「上田家文書」調査事業について

平田教育長： 事務局より説明をお願いします。
小川文化課長： 上田家文書については、昭和50年に熊本県指定重要文化財に指定された以降も新たな古文書群の発見があっている。これらの古文書群を熊本県指定重要文化財への追加指定

を目指して調査事業を行っており、事業の概要と経過等を報告させていただく。上田家文書は江戸時代、高浜村、現在の天草町高浜の庄屋を代々勤めた上田家に伝来した古文書である。内容が多岐にわたり熊本県の近世史上貴重な史料群であるとして、昭和50年に熊本県重要文化財に指定された。史料点数は、平成8年刊行の上田家文書目録によれば6,316点で、そのうち指定が4,729点、未指定分が1,587点とされている。この未指定分に加え、新たに発見された古文書群を追加指定することを目標に目録作成を進めており、令和2年度からは大学と連携して調査を実施している。調査成果の公表と価値付け、普及啓発を目的として、高浜村庄屋上田家文書資料集を刊行している。市内の関係機関をはじめ、全国の自治体や図書館などに配布している。高浜村庄屋上田家文書資料集の刊行状況であるが、令和5年度の第1巻は潜伏キリシタン編として、高浜村の潜伏キリシタンの信仰形態に関する古文書、天草崩れに際して行われた取調べやその供述内容が分かる古文書である。令和6年度の第2巻は災害編として、近世期に高浜村で発生した大雨や洪水の災害に関する古文書、被災した田地の記録や、復興に向けた住民の自助・共助の様子が分かる古文書である。令和7年度の第3巻は砥石・窯業編として、上田家が経営した砥石や陶磁器の生産・販売に関する古文書、開窯の沿革や陶磁器の製法、長崎・鹿児島との取引状況が分かる古文書を刊行予定である。

木下委員： 刊行状況は広報等でPRをされるのか。

松本文化文化振興・文化財係長： 刊行については広報や市のホームページに掲載し、PRを行う。図書館にも配置予定で、広く市民の方に見ていただくように考えている。

(2) 令和8年3月行事予定について

平田教育長： 事務局より説明をお願いします。

山下教育総務課長： 3月の行事予定について、2日から4日まで市内校長ヒアリング、8日は中学校卒業式、9日に総合教育会議、終了後に、教育委員会定例会を行う。19日は幼稚園卒園式、23日は小学校卒業式、24日が小学校卒業式と中学校修了式、25日は市内園長、校長送別会を予定している。

7 その他

平田教育長： その他で事務局や委員から何かないか。

8 閉会

平田教育長： 以上をもって、本日の会議を閉じる。大変お疲れさまでした。